

産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWG

中央環境審議会循環型社会部会自動車リサイクル専門委員会（第55回合同会議）

議事要旨

日時

令和3年7月15日（木）～19日（月）

※電子メールによる書面審議

議題

1. 「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（案）」に対するパブリックコメントで寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方（案）について
2. 自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（案）について

議事概要

- **議題1. 「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（案）」に対するパブリックコメントで寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方（案）（資料3）について**

承諾する：産構審16名、中環審18名

（うち、産構審と中環審の重複委員7名。以下同じ）

承諾しない：産構審0名、中環審0名

資料3の内容が確認され、「御意見に対する考え方（案）」について了承された。

- **議題2. 自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（案）（資料4）について**

承諾する：産構審16名、中環審18名

承諾しない：産構審0名、中環審0名

資料4の内容が確認され、「報告書（案）」について了承された。

議題 1～2 についていただいた御意見

委員氏名	御意見
赤穂 啓子 委員	<p>パブリックコメントの9番にあったように、リサイクル工程でもイノベーションを推進し、日本の自動車産業がより強靱となる方向で政策も進めていただきたいと考える。また、電動化の進展で課題となるリチウムイオン蓄電池の有効活用や適切なリサイクルのあり方についても、早期に検討する必要があると認識している。</p>
佐藤 泉 委員	<p>パブリックコメントの意見のうち、特に2番（50円、100円還元されても嬉しくない）、3・15・16番（LIBバッテリー対策）、11番（二輪車・タイヤリサイクル）は重要な指摘であり、今後早急に対応することが必要である。</p> <p>今回の報告書案は、将来に向けた留意事項を含んでいる点で、現状追認に留まらず、改革を進める姿勢を明確にしている点が重要だと思っている。持続可能な社会の実現のために、自動車業界は大きな変革期を迎えており、金属及びプラスチック使用削減、資源循環、低炭素化のために全てのシステムを見直す時期に来ている。</p> <p>現在の自動車リサイクル法がこれまでに果たした役割は多いものの、今後の展開においては現状の枠を超えて、循環型社会・低炭素化社会に対応することが必要であると考えます。</p>
所 千晴 委員	<p>LiBについては、多くの市民からもその循環利用、循環処理に大きな関心が寄せられていることが改めて確認できることから、然るべき機会にしっかりと議論すべきであると感じる。</p>
乗田 佐喜夫 委員	<p>今回の自リ法3回目の見直しの中で、破砕業者である日本鉄リサイクル工業会が予てより主張してきたマテリアルリサイクルの導入が正式に検討されることになり、鉄リ工より委員として選出されている身としては嬉しいと感じている。</p> <p>具体的な方法論としては、今後更なる検討が必要となるが、廃自動車リサイクルの深化の為に、単なるリサイクル料金の縮減に留まる事が無いように積極的に参加したい。</p>

<p>大塚 直 委員</p>	<p>P18 最終行「HF0-1234yf は自動車リサイクル法に基づきフロン類回収業者が回収しなければならない対象から外れることとなる」に関するパブコメ no. 7 について</p> <p>フッ素化合物原料が将来枯渇する可能性もあること、HF0-1234yf に関しては欧州ではその環境汚染が懸念されていることなどの観点から、既存の回収インフラを活用して再生利用を進める道を残すことも考えられると思われる。</p> <p>「ご意見に関する考え方」において「自主的な回収妨げられるものではないことから」という点は、自主的な回収のみを検討するようであり、再検討すべきではないか。</p>
<p>森谷 賢 委員</p>	<p>資料 3 中の 17 における「御意見に対する考え方」で、「現行法では」と表記されている。「現行の自動車リサイクル法では」とすべきと考える。</p>

<御意見に対する考え方>

(HF0-1234yf への対応について)

国としても自主的な回収スキームのみを検討するという趣旨ではないため、「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(案)」に対するパブリックコメントで寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方(案)の該当箇所を以下の通り修正いたします。

自動車工業会においては 2023 年度を目標とし、HF0-1234yf への切り替えを進めている段階であり、現時点では使用済自動車として発生する量は極めて少ない状況です。記載いただいたとおりフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律において、HF0-1234yf はフロン類に該当しないとなっておりますが、これらのフロン類の課題について国として状況を確認しつつ、必要な対応を検討してまいります。

(その他御意見等について)

いただいた御意見は、今後、報告書に基づく検討や対応の際に参考とさせていただきます。また、いただいた文言修正に係る御意見についても修正対応いたします。